

学生準則施行細則 (特別欠席等について)

第1条 和歌山工業高等専門学校学生準則（以下「学生準則」という。）第14条第3項の規定により、学生の特別欠席等についての基準は、この細則の定めるところによる。

第2条 特別欠席等とは、校長が認めた場合及び命じた場合の欠席（欠課、遅刻及び早退を含む。）をいう。

第3条 特別欠席等の範囲及び認定基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 （災害）風水害又は火災等の不測の災害によって、授業への正常出席が不可能であったと認められた場合
- 二 （交通障害）平常通学のため、利用している交通機関又は交通路の事故によって、授業への正常出席が不可能であったと認められた場合
- 三 （行事参加）学生準則第25条の規定により、結成されている校内団体で、和歌山工業高等専門学校が正式に加盟している校外団体の行事への参加が認められた場合又は校長が命じた諸行事への参加の場合
- 四 （就職受験等）校長の承認を得た就職試験、大学編入学試験等を受ける場合
- 五 （学会発表）学会やそれに準ずる場での研究発表をする場合
- 六 （その他）校外授業その他特別な事由により校長が必要と認めた場合

第4条 前条第1号又は第2号に該当する場合の特別欠席等の認定を受けようとするときは、特別欠席等願（学生準則様式第8号）に事実の認定資料を添え、その欠席が終わって出校した当日に、また、前条第3号又は第4号に該当する場合の特別欠席等の認定を受けようとするときは、特別欠席等願に指導教員の確認印を得て、その前日までに、それぞれ学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

附 則

この細則は、平成5年1月26日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。